

## 1. 目的

この規程は、一般社団法人広島県中小企業診断協会（以下「本会」という）の中小企業診断士倫理規程ならびに就業規則に定める服務規律に基づき、秘密情報の管理について定めることを目的とする。

## 2. 守秘義務

秘密情報は、業務上必要な場合を除いて取得、使用または開示、若しくは漏洩してはならない。

## 3. 秘密情報の管理者

秘密情報の管理者は次のとおりとする。

- (1) 副会長は、秘密情報の管理を統括する。
- (2) 事務局長は、副会長を補佐し、副会長に事故があるときはその職務を代理する。
- (3) 各委員長は、事務局長の指示に従い、各委員会の秘密情報の管理者として、保有または取得する秘密情報の適正な管理を行うものとする。
- (4) 各委員長は、必要に応じて代行者を任命し、秘密情報の管理にあたらせることができる。

## 4. 秘密情報の使用・開示

秘密情報の使用または開示は次のとおりとする。

- (1) 秘密情報を使用または開示（閲覧、配布、複写、持ち出し、廃棄、伝達等）する場合には、その都度、事前にその秘密情報を管理する委員長の承認を得なければならない。
- (2) 各委員長は、必要に応じてあらかじめ、秘密情報を使用または開示することができるものを指定し、包括的な承認を与えることができる。

## 5. 教育・注意喚起等

この規程を施行するにあたり、必要な教育、注意喚起等は次のとおりとする。

- (1) 各委員長は、この規程の目的及び趣旨を関係者に周知徹底させるため、教育指導を行う等必要な措置を講じなければならない。
- (2) 職員の退職に際しては、その職員が就業中に知り得た秘密情報を不正に開示等することのないように注意を喚起しなければならない。

## 6. 誓約書の提出

副会長は役職員および会員に対し情報の管理について、必要に応じて誓約書の提出を求めることがある。

## 7. 制裁

この規程に違反した場合は、本会はその役職員および会員に対して、綱紀規程または就業規則の規程によるほか、損害賠償を求めることができる。

## 8. その他

この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 9. 規程の改廃

この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

### 附則

1. この規程は、平成24年4月2日から適用する。
2. この規程は、令和3年4月18日に改定し、適用する